

令和8年 福津市議会6月定例会 一般質問及び答弁

○秦 浩

2 小・中学校のプール施設について

今年度もプール授業の時期になった。本市ではプール授業の民間委託が計画的に進められている。そこで以下のことを伺う。

①現在、プール授業を民間委託で行っている学校は。また、今後の計画は。

（回答）

現在、小学校7校のうち、令和4年度から福間小学校と福間南小学校、令和7年度からは、神興東小学校でプール授業を民間委託で実施しております。

今後につきましては、委託業者と令和7年3月に締結した「福津市立小学校水泳授業実施業務委託に関する基本協定書」に基づき、令和9年度から新設小学校、令和11年度から神興小学校、上西郷小学校、津屋崎小学校、勝浦小学校にて水泳授業の民間委託を実施する計画となっております。

なお、中学校の水泳授業の民間委託は実施しておりません。

②現在、学校のプールで授業を行っている学校のプール施設の状況は。

（回答）

市内小中学校のプールについては、校舎等と同様に建築後年数が経過し、老朽化が進んでいる施設があります。これら施設の維持管理については、包括管理事業者による保守管理や修繕対応、市が行う改修工事等により、対応を行っています。

プール施設の不具合に対しては、学校と協議をしながら、優先度や改修内容等を検討の上、修繕や改修工事等の対応を進めています。

③現在、学校のプールで授業を行っている学校での安全対策は。

（回答）

現在、学校のプールで授業を行っている学校での安全対策としましては、文部科学省が示している「水泳指導の手引き」等を参考に、各校が作成した指導計画に基づき取り組んでおります。児童生徒に対しては、安全講話や、水泳の事故防止に関する心得、バディシステムの説明等を実施したうえで水泳授業を開始しております。

水泳の授業中は、入水する指導者とは別に複数の監視係を設け、飛び込み事故、溺水事故、排水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故の防止に取り組んでおります。施設面についても、包括管理事業者による巡回点検や修繕、市が行う改修工事等により維持管理を行い、安全性の確保に努めています。

○中村 清隆

2 スポーツをする環境について

最高気温が40℃以上に達する日は気象庁の予報用語で酷暑日と定められている。これは従来の猛暑日（35℃以上）では危険な暑さを十分に伝えきれない状況が増えていることを受けて、新たに設けられたものである。発生地域や日数は年々増加傾向にあり、適切な暑さ対策が重要である。そこで、スポーツをする上での環境整備等について、以下の点を伺う。

①スポーツをする環境下での本市の暑さ対策

（回答）

近年の夏の長期化・高温化が進行し、スポーツをする環境が悪化していることは認識しています。体育館における市の暑さ対策としましては、近隣自治体のように空調の設置が望ましいとは思いますが、現状、設置には至っていません。熱中症などの対策としては、環境省が示すWBGT28以上で厳重警戒、31以上で原則運動中止レベルとされている基準もあり、指導者等に周知を図り、管理施設においても使用中止の判断も必要かと考えております。

②学校も含めた公共施設の空調設備

（回答）

体育館に空調が設置されれば、快適なスポーツ環境を提供できることや、避難所としての機能向上に繋がることとなります。昨今の夏場の暑さを考えると、当然、空調設備の設置は必要なことであると強く感じていますが、財政的に大きな負担となることや事業化に向けて人員の配置も必要であることから、事業内容や実施時期について協議し、市の方針決定を求めていると考えています。

③学校も含めたグラウンドの環境整備

（回答）

グラウンドについては、風や雨による影響や経年における使用により、覆土や整地をしていなければ、排水不良や表面が荒れた状態となり、活動に支障をきたすことがあり、維持工事等に対応を行っています。更に悪化すれば、大規模な改修も必要になると感じています。

また、炎天下の活動時に直射日光等を避けるための日除けやベンチ等の設備が充分ではなく、熱中症などに気をつけて活動していただく必要があります。

④障がい者スポーツの施設環境整備

（回答）

障がい者スポーツについて、障がい者が施設として利用する際に、学校体育館や体育センターにおいては、多目的トイレや通路幅、更衣室等のバリアフリーな施設が整っていないため、利用しにくい状況となっています。また、車いすバスケットなどハードなパラスポーツに対応した体育館は、所有しておらず、体育館の木製フローリングを保護するため、利用を認めていません。お問い合わせがあれば、県の施設などを紹介するなどの対応としています。

⑤スポーツを普及・推進するための環境整備の方向性

（回答）

今後の方向性ということですが、①から④まで回答してきました通り、体育施設の老朽化も進んできていることから、今後の課題であると考えています。また、

空調整備におきましては、重要性は認識しております。今後、様々な財源取得や事業内容の検討を行いながら、市の方針決定を求めて協議を行ってまいります。

○井手口 忠信

1 生活困窮者自立支援法に基づく支援事業について

物価高騰や雇用環境の変化により、市民の生活困窮リスクは長期化・多様化している。単なる経済的困窮にとどまらず、社会的孤立、就労への不安、家庭環境の問題など、複数の課題が重なり合うケースも増えている。こうした状況の中で、生活困窮者自立支援法に基づくセーフティネットの役割は、これまで以上に重要になっている。本市でも各種の自立支援事業が実施されているが、複合化する課題に十分対応できているのか、現状と課題を整理する必要があると考える。

そこで、以下の6事業について、本市の取り組み状況を伺う。

(回答)

生活困窮者自立支援法に基づく本市の支援事業の取り組み状況についてご回答申し上げます。

①自立相談支援事業

(回答)

自立支援相談事業におきましては、生活に困窮されている市民の皆様からのご相談を包括的に受け止め、課題の整理を行っております。窓口には就労支援員を配置し、求人情報の提供や履歴書の添削、面接指導など、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を展開しているところでございます。

②住居確保給付金

(回答)

住居確保給付金ですが、離職や廃業、あるいは個人の責によらない収入減少により、住居を失う恐れのある方を対象とするものでございます。申請に基づき、一定期間の家賃相当額を支給することで、生活基盤の維持と早期の自立を図っております。

③就労準備支援事業

(回答)

就労準備支援事業は、直ちに一般就労をすることが困難な方に対し、規則正しい生活習慣の確立や、コミュニケーション能力の向上に向けたプログラムを提供するものでございます。本市におきましては、外部委託を行わず、市職員が直営で必要な支援を行っているため、国の補助事業としては「未実施」の扱いとなっておりますが、実質的な支援は「自立相談支援事業」において、一体的に提供しているところでございます。

④家計改善支援事業

(回答)

家計改善支援事業では、司法書士会に業務を委託し、家計管理にお困りの世帯への支援を行っております。収支の「見える化」をともにを行い、相談者が自ら家計を管理できるよう、家計表の作成などを丁寧にサポートしております。

⑤一時生活支援事業

(回答)

一時生活支援事業は、住居のない困窮者に対し、緊急かつ一時的に宿泊場所や食事を提供し、当面の生活基盤を確保するものです。本市におきましては、現在、具体的なニーズが確認されていないことから、国の補助事業としては実施しておりません。今後も引き続き地域の状況を注視し、必要性を見極めてまいります。

⑥学習支援事業

(回答)

「学習支援事業」についてでございます。

不登校児童生徒への対応も踏まえ、家庭訪問による支援を行っています。カード遊びなどを通して子どもとの信頼関係を築き、学校復帰につなげるほか、学校の学習室やフリースクールとも連携して学習支援を実施しています。また、保護者への助言も行い、家庭全体を支える支援に取り組んでいます。

○山本 祐平

1 学校給食におけるアレルギー等の対応について

学校給食におけるアレルギー対応は子どもたちの命に関わる問題として慎重で確実な対応が求められる。しかし、アレルギー対応が必要な子どもの数は増え続けており、日本学校保健会の全国調査では、調査が初めて行われた平成16年と最新の令和4年を比べると、食物アレルギーの有病率が約2.5倍となっている。そのため、現場で除去食等の対応をする教職員の負担は増加している。

また本市の学校給食では令和7年度から牛乳の選択制が導入された。これはアレルギー対応だけでなく、食に対する考え方やフードロスへの観点からも効果的で先進的な取り組みである。これらを踏まえ、以下について伺う。

①牛乳選択制導入以降のアレルギー以外の牛乳停止数

(回答)

飲用牛乳については、飲用により体調不良を起こす乳糖不耐症等の児童生徒に対して医師の診断を求めず、保護者からの相談で飲用牛乳を辞退できるように令和7年度から対応しております。「アレルギー以外で飲用牛乳のみ停止する児童生徒数」は、小中合わせて、令和7年度は110名、令和8年度は235名となっています。

②各小中学校におけるアレルギー対応の相違点

(回答)

福津市では「福津市学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいてアレルギー対応を行っています。福津市の調理施設形態は自校式と共同調理場方式があり、自校式では、栄養教諭・学校栄養士が学校に配置されているため、職員間の連携は取りやすい一方で、共同調理場方式では、栄養教諭は共同調理場に配置されているため、受配校との職員間の連携は自校式より取りにくい点がございます。

③教職員に対し、アレルギー対応に関する指導をどのように行っているか。

(回答)

各校、年度当初にアレルギー対応についての研修を実施しており、アレルギー児童の共有、受渡しの仕方、緊急時の体制、緊急時に使用する自己注射薬「エピペン」の講習等を行い、全職員で共通理解を図っています。また、給食時には、栄養教諭・学校栄養士がアレルギー等のある児童生徒を中心に巡回指導を行っています。

2 いじめを中心とした社会課題への対応について

いじめは教育現場だけではなく、地域全体で向き合わねばならない社会課題である。いじめや不登校の数は年々増加しているが、そのいじめの背景には学校だけでなく、家庭や地域での問題が隠れている事も少なくない。こども家庭庁は、学校や教育委員会任せにしないいじめ対策として「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」に取り組んでいる。

昨年度に一般質問した際には年度や学校ごとにいじめの認知率に大きなばらつきがある等の課題があったが、いじめ問題に対してしっかりと取り組んで行くとの事だった。

それらを踏まえ、以下について伺う。

①令和7年度におけるいじめの現状と、例年との相違点

(回答)

令和7年度はいじめの認知件数は、小学校1,102件、中学校112件、小中合計が1,214件です。例年との相違点は、認知件数が前年より倍増していることです。

これは、学校も教育委員会も「小さな嫌な思いを」意図的に拾い上げて、重大事態やダメージの大きいいじめにならないよう早期対応に力を入れていることの現れと積極的に評価しているところです。各学校が毎月1回実施している「いじめアンケート調査」によって、いじめの初期対応に力を注ぎ、安心・安全な学校づくりを進めていることの現れととらえています。ただし、重大事態については令和4年度から4年連続で発生し、令和7年度も1件発生しております。

②学校現場におけるいじめ対応や相談体制の限界についての認識

(回答)

先に申し上げましたとおり「いじめの発見」の最も有力なきっかけは、毎月のアンケートによるものです。アンケートで抽出されたいじめ問題については、チームとして組織的に早期対応に努めています。令和7年度の解消率としては、小学校で62.8%、中学校で97.3%でした。相談相手としては、学級担任をはじめ先生たちに相談した件数が1,120件と最も多くありました。いじめ対応の限界としましては、加害者と被害者どちら側の保護者にも学校の対応や指導に納得してもらえないケースが近年報告されています。

③本市のいじめに対する学校外からのアプローチに関する現状と必要性についての認識

(回答)

現状、学校だけでは解決困難な事案・事件も多く、いじめ等が深刻化・長期化することがあり、学校の対応をめぐる保護者とのトラブルが頻発しています。ま

た、加害児童生徒・被害児童生徒または、その保護者たちに納得が得られないこともあり、事案によっては警察や児童相談所などの関係機関に相談し、連携すべきかどうか学校が迷う場面も多い中、学校外からのアプローチの必要性を感じております。

そこで、学校で発生した問題のうち、学校だけでは解決困難な問題に対する外部支援チームを結成して、各専門分野を活かした相談を受け、問題解決のための助言を行うほか、外部機関との連携を仲介し、問題の長期化・深刻化を防ぎ、早期解決に寄与するなど、第三者の立場・位置づけをとりながら客観的な問題解決へのアプローチを検討しております。

○中村 晶代

1 公共施設の予約の流れについて

公共施設のインターネット予約をする場合、公共施設予約システムで利用者情報を事前登録、窓口で利用者の本登録、システムで施設を仮予約、窓口等で支払い、担当課が承認することで本予約となり、当日利用することが出来る。別の施設を利用する場合には、これらの複数段階を施設ごとに行う必要がある。オンライン予約と言いながら実態としては窓口手続きが前提となっており、利用者が複数の窓口を回らなければならいことに対して、市民からは複雑、煩雑で不便との声がある。少しでも市民の負担を軽減する対策は。

(回答)

公共施設のインターネット予約につきましては、施設ごとに手続きが必要になります。

複数の窓口を回らないといけないことにつきましては、ご不便なところもあるかと思いますが、本人確認等を含めて利用者登録をさせていただいており、施設ごとの規定上の取り扱いとなりますので、現状の手続きの流れを変更することは難しいと考えております。

○豆田 優子

1 香害（化学物質過敏症）への取り組みについて

令和5年6月、令和6年6月、そして令和7年9月の定例会で、香害（化学物質過敏症）から市民の健康を守るための対応について一般質問を行った。そこで、その後の市の取り組みについて、以下のことを伺う。

①香害（化学物質過敏症）の周知、啓発

(回答)

令和8年5月に、こども家庭庁、国土交通省が追加された啓発ポスター掲示、「保健だより」等で周知を行うよう、市内小中学校、神興幼稚園へ依頼しています。

②実態調査

(回答)

小中学校の保健アンケートにおいて、化学物質過敏症があると回答した児童生徒数は25名、うち香害と思われる理由の対象数は7名となっています。(R7は38名

中12名)

2 学びの機会をすべての子どもに保障するための取り組みについて

①福津市のインクルーシブ教育の考え方と現状について

(回答)

インクルーシブ教育の目的は、障がいのある子どもも、そうでない子どもも、同じ場所で一緒に学ぶことで、社会性を育み、互いを理解し合う機会を増やし、共生社会の実現を目指すものであり、本市では、そのメリットとして障がいのある子どもは通常学級で学ぶことで、他の子どもとの交流を通して社会性やコミュニケーション能力を育むことができ、障がいのない子どもも、障がいのある子どもへの理解を深め、多様性を認める意識を持つことで学校全体がより多様な子どもたちを受け入れる環境づくりを目指しています。現状では、通常学級と特別支援学級・通級指導教室の連携を強化し、子ども達が共に学びあえる環境を整えると同時に、就学相談の充実を図り、関係機関と連携をして、子どもに最適な学びの場を提供できるよう努めています。

②特別支援教育就学奨励費の現状と今後について

(回答)

特別支援教育就学奨励費の現状につきましては、特別支援学級に入級している児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減することを目的に、就学に必要な経費の一部を補助しております。なお、本市では当該奨励費とは別の制度として、就学援助の制度があるため、令和7年度からは特別支援教育に欠かせない特別支援学級で行う「校外活動費」のみを当該奨励費の対象としております。

令和7年度の実績としましては、小学生が69名で25,425円、中学生が8名で5,440円となっております。

また、今後につきましては、現状の奨励費の仕組みでの継続を考えております。

○尾島 武弘

1 古墳の管理について

古墳群清掃委託料の令和8年度予算額は、前年の予算額から70%以上削減され、世界遺産の「新原・奴山古墳群」も例年の清掃管理が出来なくなっている。平成29年(2017年)に世界遺産に登録され、本市はそれ以降、新原・奴山古墳群を観光スポットとし、草刈り等の適正管理を行い、観光客誘致を進めてきた。今回、予算額削減に伴い、全41基の古墳を含め周辺のほとんどの草刈りがされず、景観を損ねつつある。新原・奴山古墳群を含む津屋崎古墳群の今後の管理方針と観光スポットとしての考えを伺う。

(回答)

世界遺産である新原・奴山古墳群を含む国指定史跡「津屋崎古墳群」については、景観の維持や年々増加している来訪者の安全に配慮するため、散策路も含めて地元で草刈清掃を委託しています。

今年度の草刈清掃は来訪者が古墳群を巡る際に支障が出ないように、散策路を中心

としたものになります。

今後の管理方針としましては、今年度の状況を踏まえ、持続可能な事業としてより効果的なものにしていくように取り組んでいきたいと考えております。

また、観光スポットについてですが、基本的には地域全体の産業振興や持続可能なまちづくりにおいて継続していくことが必要であると考えています。

今後も他部署等との連携、福岡県・宗像市・宗像大社と共働して行う保存活用協議会事業などへ提案を行いながらPR活動やイベントなどを実施していきます。

○戸田 進一

2 通学路の安全について

通学路の安全のために、2年ごとに関係機関と連携し、通学路交通安全プログラムを策定している。また、新年度になって、地域の住民より「通学路として危険な場所がある。」との声も寄せられた。通学路交通安全プログラムや寄せられた声を踏まえ、通学路の安全確保に向けた取り組みについて、市の見解を伺う。

(回答)

本市では通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「福津市通学路交通安全プログラム」を策定しています。本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っております。

具体的には、直近では令和7年4月に市教育委員会より市内各小中学校へ通学路改善要望書の提出依頼を行い、7月から8月にかけて各小中学校から提出された通学路改善要望書を集約、整理しました。改善要望箇所は計60箇所でした。その後、9月から10月にかけて関係機関により22箇所の現地合同点検を行い、12月の通学路安全推進会議にて関係機関が集まり、全60箇所の改善要望箇所を点検時の写真に加えGoogleストリートビュー等を用いて状況を共有・確認し、対策を協議いたしました。その結果を市公式ホームページに掲載するとともに、関係機関それぞれが対策に取り組んでおります。

○佐伯 美保

1 新設小学校の通学路の整備等について

子どもたちが安全に登下校できる通学路の整備は開校前に完了している必要がある。令和4年に公表された「新設校建設事業の現状について」では、通学路の整備方針が示されていた。

また、新設小学校開校準備委員会設置要綱第2条第4号で、委員会が検討及び協議する事項として「通学路に関すること」を規定している。そこで以下について伺う。

①「新設校建設事業の現状について」の「新設小学校道路整備事業全体計画図」で示された整備検討対象の7か所の通学路の整備状況等

(回答)

新設小学校の通学路の選定に際しては、「できる限り歩車道の区別のある道路

であること」、「歩車道の区別がない道路は最小限とし、何かしらの対策を行うこと」、「横断歩道を通る動線であること」の3点を基本的な考え方とし、新設小学校開校準備委員会での検討・協議や、福岡県警をはじめとした関係機関との連携・調整を進めています。令和4年12月時点の計画「新設校建設事業の現状について」にお示ししておりました7か所について、協議調整を踏まえた現時点での状況を説明いたします。

まず1か所目、宮司・下戸井手1号線については、約400m区間のうち、約100m区間における交通安全対策を令和8年度に計画しております。また、令和9年度においても継続して交通安全対策を行う計画です。

次に2か所目、宮司49号線外2路線については、関係機関との協議を踏まえ、車両運転者からの視認性を確保するために、高架下の横断歩道を令和8年度中に西側に移設する方向で協議を継続しております。

3か所目、古川・松原添線の北東側については、約500m区間における交通安全対策を令和8年度に計画しております。

最後に、津屋崎・宮司線、宮司32号線、宮司26号線、古川・松原添線南西側の4か所については、関係機関との協議調整の結果、通学路としての指定や整備を見送ることとなっています。

②通学路の整備における課題と対策

(回答)

新設小学校における通学路の整備に際しては、開校以降も継続的な対応が課題となると考えております。開校後、児童の通学状況を確認しながら、交通安全対策の効果検証を行うとともに、通学路交通安全プログラムに基づき、学校、地域、保護者、行政機関とが一体となって合同点検を実施し、今後継続して対策の改善・充実を図っていくことを考えております。

③新設小学校開校準備委員会における通学路に関する検討及び協議の進捗等

(回答)

通学路については、新設小学校開校準備委員会で令和7年9月の第3回会議から継続して検討をしております。現地確認や危険箇所の洗い出し、交通量調査の結果を踏まえ、福岡県警をはじめとした関係機関との協議や連携を重ねながら、対策内容の検討・協議を進めております。

今後開催を予定している保護者説明会で通学路の概要を説明し、ご意見等があれば検討に加えながら、本年9月ごろには準備委員会による通学路の決定を目指しています。通学路が定まりましたら、広報紙や市公式ホームページ等を活用して、広く周知を図ってまいります。

2 小中学校の学校図書館の整備状況等について

学校図書館は子どもたちの育ちと学びにとって重要な設備であり、文部科学省は第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、この計画に基づく地方財政措置が講じられている。そこで以下について伺う。

①学校図書館の役割と機能についての認識等

(回答)

学校図書館は、学校図書館法によりすべての学校に置かなければならないものとされており、教育課程の展開を支え、児童生徒の主体的な学びや情報活用能力を育成し、心豊かな人間性を育むための重要な教育施設です。学校図書館は、単に本を貸し出す場所ではなく「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能を持ち、文部科学省の学校図書館ガイドラインおよび全国学校図書館協議会により主な役割と機能が定義されております。

②第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく地方財政措置の目的についての認識等

(回答)

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」は、文部科学省が令和4年度から令和8年度までを対象として策定した計画です。この計画は、公立小中学校の学校図書館における、「学校図書館図書標準の達成」「計画的な図書の更新」「新聞の複数紙配備」「学校司書の配置拡充」が図られることを目的とし、その目的達成のために地方財政措置が講じられているものと認識しております。

③小中学校の学校図書館の整備状況と課題等

(回答)

小中学校の学校図書館の整備状況につきましては、文部科学省が示している標準蔵書数および文部科学省が示した試算方法による地方交付税試算額に対する各校の蔵書数および予算配当額を、学校ごとに申し上げます。

神興小学校	標準蔵書数9,960冊に対して10,921冊 地方交付税試算額751,400円に対して694,000円
上西郷小学校	標準蔵書数7,480冊に対して9,438冊 地方交付税試算額486,200円に対して400,000円
福間小学校	標準蔵書数16,960冊に対して14,372冊 地方交付税試算額2,873,000円に対して1,160,000円
神興東小学校	標準蔵書数10,760冊に対して12,521冊 地方交付税試算額884,000円に対して750,000円
福間南小学校	標準蔵書数16,480冊に対して15,000冊 地方交付税試算額2,696,200円に対して1,200,000円
津屋崎小学校	標準蔵書数15,400冊に対して12,925冊 地方交付税試算額2,298,400円に対して860,000円
勝浦小学校	標準蔵書数6,040冊に対して8,028冊 地方交付税試算額353,600円に対して400,000円
福間中学校	標準蔵書数20,320冊に対して16,720冊 地方交付税試算額3,643,200円に対して1,000,000円
福間東中学校	標準蔵書数13,600冊に対して13,059冊 地方交付税試算額1,366,200円に対して650,000円
津屋崎中学校	標準蔵書数14,240冊に対して13,597冊 地方交付税試算額1,518,000円に対して784,000円

課題としましては、学校によって標準蔵書数を達成できていないこと、また計画的な図書の更新が進んでいないことが挙げられます。